

改善報告書

大学名称 岐阜県立看護大学 (評価申請年度 平成 29 年度)

1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	看護学研究科博士前期課程において、修士論文と専門看護師コースの課題研究レポートを審査する基準が同一であるため、それぞれ個別の審査基準を定めるよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	修士論文及び課題研究レポートの審査基準、最終試験審査基準を「大学院学生便覧」に掲載し学生に明示していたが、修士論文と課題研究レポートは同じ基準で審査しており、それぞれ個別の審査基準を定められていなかった。
	評価後の改善状況	研究科長を委員長とする研究科委員会において審査基準を審議し、平成 30 年 2 月 15 日に修士論文用と課題研究レポート用に分けて審査基準を定めた（資料 1-1-1、1-1-2、1-1-3）。 定めた審査基準は、平成 30 年度より大学院学生便覧に掲載し、毎年 4 月のガイダンス時に説明することで学生に対する周知を図っている（資料 1-1-4、1-1-5）。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-1 「平成 29 年度第 12 回研究科委員会議事録（平成 30 年 2 月 15 日開催）」 ・ 1-1-2 「岐阜県立看護大学大学院修士論文審査基準」 ・ 1-1-3 「岐阜県立看護大学大学院課題研究レポート審査基準」 ・ 1-1-4 「平成 30 年度大学院学生便覧修士論文について新旧対照表」 ・ 1-1-5 「大学院学生便覧（令和 2 年度）」 	
	<大学基準協会使用欄>	
検討所見		
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	

No.	種 別	内 容
2	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	看護学研究科の学生の受け入れ方針は、博士前期課程と博士後期課程で区別されていないので、課程ごとに策定するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	看護学研究科の学生の受け入れ方針として、「保健医療福祉の場で働いている看護職者であって、看護サービスの改善・改革に強い関心をもっている者」等と定めていたが、博士前期課程と博士後期課程で同一の方針であり、課程ごとに策定されていない状況であった。
	評価後の改善状況	看護学研究科の学生の受け入れ方針は博士前期課程を中心に考えられていたため、研究科委員会において研究科長を中心として検討を重ね、平成30年2月15日に博士前期課程及び博士後期課程それぞれのアドミッション・ポリシーを定めた(資料1-1-1、1-2-1)。 定めたアドミッション・ポリシーは、平成31年度以降の学生募集要項に掲載するとともに、ホームページにも掲載し周知を図っている(資料1-2-2、1-2-3)。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・1-2-1「岐阜県立看護大学大学院アドミッション・ポリシー」 ・1-2-2「令和3年度大学院看護学研究科看護学専攻学生募集要項」 ・1-2-3「大学ホームページ アドミッション・ポリシー (大学院)」 https://www.gifu-cn.ac.jp/graduate/admission/index.html 	
	<大学基準協会使用欄>	
検討所見		
改善状況に対する評価	1 2 3 4 5	

大学全体の取り組みの概要

岐阜県立看護大学は大学基準協会からの大学評価結果を真摯に受け止め、以下に記すように努力課題として指摘された事項の改善に取り組んだ。また、自己点検評価報告書の作成や内部質保証に関する研修会を開催し、大学の内部質保証システムの充実を図った。

【改善への取り組み・プロセス】

大学評価結果を翌年度以降の教育内容・方法に反映し、教育の質の向上を図るため、平成 29 年 12 月に大学評価結果（委員会案）を受理した後、早期に「努力課題」として指摘された事項の改善に取り組むこととした。経営戦略会議において協議した結果、「努力課題」は 2 点とも看護学研究科に関する事項であったため、研究科委員会において改善に向けて取り組むよう依頼した。

研究科委員会では平成 30 年 1 月の委員会で大学評価結果（委員会案）が示され、指摘された「努力課題」への対応について検討が始められた。同年 2 月の委員会において改善策が決定され、4 月にはガイダンスで学生対して審査基準等が説明されるなど、迅速な対応がとられた。

【内部質保証システム体制】

本学の設置者として法人が位置づけられており、大学経営の方針を審議し承認する法人の会議体として学内理事及び事務局職員で構成する経営戦略会議が設置されている。大学評価結果への対応は、大学経営に係ることとして当該会議にて対応方針の審議・決定を行うとともに、改善報告書の作成も行った。また、平成 30 年 3 月に認証評価結果を受理した後、結果をホームページに掲載するとともに、全教職員にメールで周知したほか、認証評価受審の際に実施した自己点検評価結果と大学評価結果を取りまとめた「大学評価・自己点検報告書」を作成・配付し、自己点検評価を通じた大学全体の業務改善につなげた。さらに平成 30 年 12 月には、大学基準協会事務局長を講師として招聘し、全教職員を対象とした内部質保証に関する F D ・ S D 合同研修会を実施するなど、大学全体の内部質保証システムの充実を積極的に推進している。

研究科委員会は研究科長を委員長とし、研究科の授業を担当する教授により組織されている。研究科の規程等の重要事項を審議し承認する会議体であり、入学試験の実施に関する事項や学位に関する事項も扱う。今回、努力課題の改善への取り組みの中心となり、学生の受け入れ方針及び修士論文等の審査基準の制定について審議し、承認した。